

青梅市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年5月31日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

青梅市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項各号列記以外の部分中「都道府県知事」の次に「または地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加え、同項第5号中「卒業した者」の次に「（当該学科または当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

付則第3項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

青梅市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 放課後児童支援員となるための研修を行う者に政令指定都市の長を加える。（第10条関係）
- (2) 放課後児童支援員となることができる者の学歴要件に、学校教育法にもとづく専門職大学の前期課程を加える。（第10条関係）
- (3) 年の表示について、旧元号による表示を新元号による表示に改める。（付則第3項関係）

3 施行期日

公布の日

青梅市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）

改正後	現行	備考
<p>(職員) 第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事または地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科または当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） (6)～(10) 略 4および5 略</p> <p>付 則 1および2 略 (職員の経過措置) 3 この条例の施行の日から令和2年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和2年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。 4 略</p>	<p>(職員) 第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事_____が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (6)～(10) 略 4および5 略</p> <p>付 則 1および2 略 (職員の経過措置) 3 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。 4 略</p>	
<p>付 則</p>		

この条例は、公布の日から施行する。